

広島県収受	
第	号
- 3. 2. - 8	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

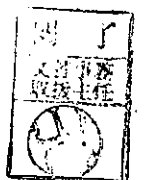
薬機審長発 0202006 号  
令和 3 年 2 月 2 日

各都道府県薬務主管(部)長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
審査センター長 新井 洋由  
( 公 印 省 略 )

令和 3 年度における医薬品の PACMP 品質相談の試行に係る実施依頼書の  
受付方法等について

標記について、別添のとおり関係団体に通知しましたので、お知らせします。



薬機審長発 0202004 号  
令和 3 年 2 月 2 日

別 記 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
審査センター長 新井 洋由  
( 公 印 省 略 )

令和 3 年度における医薬品の PACMP 品質相談の試行に係る実施依頼書の受付方法等について

平素より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査等業務に対し、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、機構においては、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」(平成 24 年 3 月 2 日薬機発第 0302070 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知。以下「実施要綱通知」という。)の別添 28 に示すとおり、平成 30 年度より医薬品の PACMP に関する相談制度を導入したところですが、当該相談制度における PACMP 品質相談については、当面、試行的に実施することとしております。

つきましては、令和 3 年度実施分の医薬品の PACMP 品質相談に係る対面助言の実施依頼等に関し、実施要綱通知の別添 28 の「4. PACMP 品質相談の実施依頼又は PACMP GMP 相談の日程調整依頼」及び「5. 対面助言の実施等のお知らせ」の規定によらずに下記のとおりといたしますので、貴団体加盟企業へのご周知方いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、令和 4 年度以降の実施方法等は、追ってご連絡させていただきます。

記

## 1 相談の実施依頼

令和 3 年度に実施する PACMP 品質相談(医薬品 PACMP 品質相談及び後発医薬品 PACMP 品質相談)について、相談の実施を希望する場合には、実施要綱通知の別紙様式 17「医薬品 PACMP 品質相談実施依頼書」(以下「実施依頼書」という。)に必要事項を記入し、原則、電子メールにて(電子メールでの送付が困難な場合は、ファクシミリ、郵送又は持参のいずれかの方法で)、審査マネジメント部審査マネジメント課に提出してください。実施依頼書の受付日時は、原則として、毎月第 3 週の火曜日の午前 10 時から午後 4 時までとじていますが、国民の祝日等の休日の場合には、受付日時を変更しますので機

構ホームページをご確認ください。

なお、受付時間外に到着したものは、受付の対象外としますので、ご了承ください。

(留意事項)

- 相談品目数については、原則1相談あたり1品目、1変更とします。

申込先及び疑義がある場合の照会先：

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部審査マネジメント課

電話 (ダイヤル) 03-3506-9556

ファクシミリ 03-3506-9443

電子メールアドレス：shinyaku-uketsuke@pmda.go.jp

受付時間：月曜日から金曜日まで（国民の祝日等の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時までです。ただし、上記1に従いPACMP品質相談の実施依頼書を提出する場合の受付時間は午前10時から午後4時までです。

## 2 相談の実施件数

新薬審査第一部～第五部、ワクチン等審査部、再生医療製品等審査部、ジェネリック医薬品等審査部の各部において、原則として最大で毎月1件の相談申込みに対応します。

## 3 相談の実施等のお知らせ

- (1) 申込多数のため、実施が困難と判断された場合には、実施要綱通知の別紙11「医薬品のPACMP品質相談に係る対面助言実施依頼品目の持ち点の計算方法について」の持ち点の計算方法に基づき算出した各品目の持ち点を基にして、持ち点が最も高い依頼書の相談に対応します。また、当該選定を行ってもなお実施が困難である場合には、さらにくじ引きによる抽選を行います。くじ引きの具体的な方法は、表のとおりです。

くじ引きによる抽選の方法：

- 1) 実施依頼書に予め記載されたくじの数をもとに抽選を進めます。

くじの数が記載されていないもの又はくじの数が不明瞭な場合は、くじの数を実施依頼書の受付日（4月1日の場合は「0401」）とします。また、複数のくじの数が記載されている場合は、大きい方を採用します。

- 2) くじの対象となる実施依頼書について、担当部ごとに受領した



(別 記)

日本製薬団体連合会会長  
日本製薬工業協会会長  
一般社団法人日本臨床検査薬協会会長  
米国研究製薬工業協会技術委員会委員長  
欧州製薬団体連合会技術委員会委員長  
一般社団法人日本医療機器産業連合会会長  
一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会長  
欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会委員長  
日本化粧品工業連合会会長  
日本輸入化粧品協会理事長  
日本石鹼洗剤工業会会長  
日本浴用剤工業会会長  
一般社団法人日本エアゾール協会会長  
日本エアゾルヘアラッカー工業組合理事長  
在日米国商工会議所化粧品委員会委員長  
欧州ビジネス協会化粧品・医薬部外品委員会委員長  
一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長  
日本パーマネントウェーブ液工業組合理事長  
日本歯磨工業会会長  
日本ヘアカラー工業会会長  
日本家庭用殺虫剤工業会会長  
日本防疫殺虫剤協会会長  
一般社団法人日本QA研究会会長  
一般社団法人安全性試験受託研究機関協議会会長  
一般社団法人日本血液製剤協会理事長  
一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長  
公益社団法人日本医師会治験促進センター長  
医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事  
日本ジェネリック製薬協会会長  
公益社団法人東京医薬品工業協会会長  
関西医薬品協会会長  
日本バイオテック協議会会長  
一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム会長  
一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会会長